

REPORT

信用保証レポート
Vol.121
令和8年1月号

◆掲載概要◆

- ・ご挨拶
- ・給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について
- ・第1回創業セミナーを開催しました
- ・第2回創業セミナーの開催について
- ・保証事務説明会を開催しました
- ・事業承継セミナーを開催しました
- ・中小企業金融情報交換会議を開催しました
- ・フォローアップ報告に関するお願い
- ・業務概況(令和7年11月末)
- ・保証制度のご紹介
- ・『起業家向け無料相談』窓口について
- ・事務所のご案内

表紙 (一社)川崎市観光協会 提供
【黄金の発電所】武原 廉
(川崎港/川崎市川崎区)

 川崎市信用保証協会

川崎市信用保証協会は、 及び川崎ブレイブサンダースを応援しています
©KAWASAKI FRONTALE

ご 挨 拶

川崎市信用保証協会
会長 篠原 秀夫



新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
また、日頃当協会の業務運営につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 of 日本経済を顧みますと、各種政策支援などにより、景気は緩やかな回復が見られたものの、米国の通商政策等による景気の下振れや、物価上昇、金融資本市場の変動等による影響も懸念される状況にありました。

こうした中、当協会は、中小企業支援機関として質の高い信用保証に加え、信用保証制度がより有効に中小企業を支えるものとなるよう、金融機関等との連携を密にし、金融支援や経営支援に取り組んでまいりました。

本年におきましても、引き続き関係機関との連携を深め、中小企業の成長・発展を図る公的機関としての使命を全うし、「未来を拓く川崎の企業をサポートする」存在として信頼していただけるよう、役職員一丸となって一層努力してまいります。

最後になりますが、新しい年がより良い一年となりますことを祈念いたしまして、年頭の挨拶といたします。

給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について

令和5年分の確定申告から、事業者の方が税務署にオンライン（e-Tax等）で提出した給与所得の源泉徴収票の情報が、マイナポータル連携による自動入力の対象となりました。

詳細については、国税庁ホームページおよびe-Taxホームページをご覧ください。

事業主の皆さまへ！
給与所得の源泉徴収票を
従業員の方の **オンライン提出**すると…
確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまへのお願い

皆さまが、給与所得の源泉徴収票をオンライン提出すると、従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、給与所得の情報が自動で入力されるようになります！
従業員の方の確定申告がさらに簡単になりますので、オンライン提出をお願いします！

事業主の方 従業員の方

源泉徴収票をオンライン提出 税務署 マイナポータルとの連携で給与情報を自動入力

オンライン提出のポイント

① 事業主の皆さまからオンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力の対象となります。

※ オンライン提出とは、e-Tax又は法定クラウド等による提出のほか、e-TAXが「電子の提出（電子化機能）」を利用した場合が該当します。書面や紙ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象とはなりません。

e-TAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です！（詳細は裏面をご覧ください。）

② 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。

国税庁 法人番号7000012050002

給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は **オススメ!**
税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、まとめて送信できます！

① 給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！※1

② また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出されるため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります！

事業主の方 eLTAX 市区町村 税務署

【eLTAXのメリット!】

- ✓ 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- ✓ 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます！
- ✓ 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！

① 市区町村へ ② 税務署へ

コスト削減 負担軽減 便利

※1 e-Tax利用者の登録が必要となります。
※2 PCデスクは、無料の利用可能なe-TAX対応ソフトで、取り込む50万の件数、設置し制限はありません。
※3 eLTAXの電子提出は、先代機種により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウェアの問い合わせ先へご確認ください。

令和9年1月以降の変更点 お早めの準備をお願いします！

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合に、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

よ改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以降に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から200枚以上に引き上げられます。令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

※ 給与支払報告書、100枚以上提出する場合はe-Tax等での提出が必要です。

e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法

税務・会計ソフトがe-TAXの機能に対応していない場合は、源泉徴収票の提出はe-Tax/ソフト（WEB版）をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。

出典：「給与所得の源泉徴収票」はe-Taxで！【事業者用ページ】（国税庁HP）

第1回創業セミナーを開催しました

令和7年10月17日（金）に、川崎市内で創業を予定している方や創業後間もない中小企業者を対象とした創業セミナーを開催しました。

本セミナーでは、創業時に取り組むべきポイントについて、計画段階での明確化や決算体制の構築について、税理士・行政書士・公認会計士の宮澤明宏氏にご講演いただきました。

また、セミナーの前後には、講師との個別相談会を開催し、参加者が抱える創業に関する悩みや課題について講師と1対1で相談できる場を提供しました。



第2回創業セミナーの開催について

川崎市内で創業を予定している方や創業間もない中小企業者を対象としたセミナーを令和8年2月5日（木）14時から開催します。

本セミナーでは、これまで200名以上の経営者をサポートしてきた税理士・行政書士・公認会計士の宮澤明宏氏をお招きし、経営数値の管理手法をテーマに、企業が苦勞するポイントについて、どのように備え、対策するかを学んでいきます。

会場開催に加えオンライン同時配信を行う他、先着2枠限定でセミナーの前後に個別相談会を実施します。経営についての悩みや課題等について解決できる良い機会ですので、ぜひお申し込みください。

詳細については、企業支援課にお問合せください。

【お問合せ先】

企業支援課

044-211-0501

保証事務説明会を開催しました

当協会では金融機関の皆様に、保証申込に関する手続きや各種保証制度の特長をご案内するための「保証事務説明会」を開催しております。

開催の方法、内容等についても柔軟に対応いたしますので、お気軽にお問合せください。



【最近の開催実績】（令和7年11月末時点）

10月1日	城南信用金庫	元住吉支店
10月7日	川崎信用金庫	鹿島田支店
10月10日	城南信用金庫	中原支店
11月7日	川崎信用金庫	柿生支店

【お問合せ先】

企業支援課

044-211-0501

北支所企業支援課

044-850-0055

事業承継セミナーを開催しました

事業承継によって会社を継続・発展させていくために取組むことをテーマにした、「社長よし、後継者よし、会社よし、三方よしの事業承継セミナー」を令和7年11月25日（火）に川崎市と共催で開催しました。

当日は、事業承継を予定している経営者や後継者の方にご参加いただき、セミナー終了後に行ったアンケートでは、事業承継への関心の高さが伺えました。

今後も引き続き、専門家派遣やセミナー等により事業承継に関する支援を行ってまいります。



中小企業金融情報交換会議を開催しました

地域の中小企業支援機関が連携を深めるための中小企業金融情報交換会議を、令和7年10月24日（金）に開催しました。

今回の会議では各機関における令和7年度上半期の中小企業向け取組実績、今後の取組計画を共有し意見交換を行いました。

（参加機関：川崎商工会議所、川崎信用金庫、日本政策金融公庫川崎支店、株式会社ケイエスピー、神奈川県よろず支援拠点、川崎市信用保証協会）



フォローアップ報告に関するお願い

経営力強化保証制度及び伴走支援型特別保証制度の令和8年1月分のフォローアップ報告について、必要項目にもれがないよう入力してご報告いただきますようお願いいたします。対象顧客は決算期が4月～9月の法人です。

なお、経営力強化保証制度については令和7年11月に対象顧客を一覧表示した報告用データをEメールで送信しておりますのでご確認をお願いします。伴走支援型特別保証制度については、前回お送りした報告用データから変更がないため、今回より送付はいたしません。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】 経営支援推進課 044-211-0504

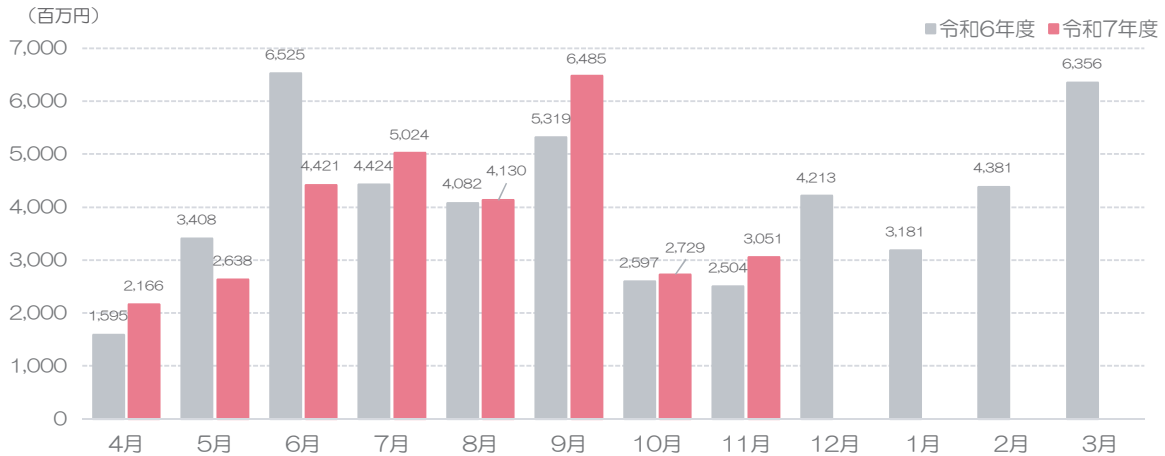
【資料】

業務概況（令和7年11月末）

保証承諾

1,981 件 前年度比 106.6%

30,641 百万円 前年度比 100.6%



保証債務残高

15,480 件 前年度比 99.4%

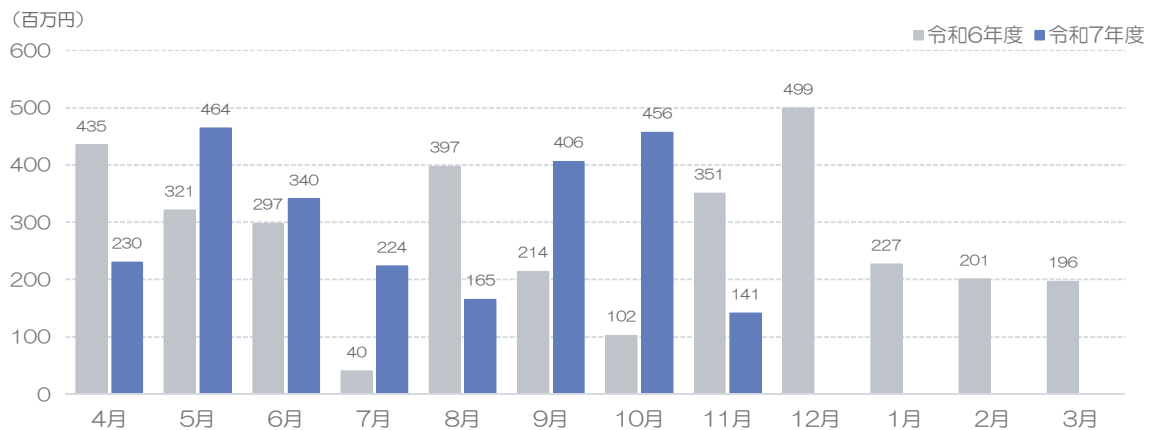
1,731 億円 前年度比 98.4%



代位弁済

174 件 前年度比 93.5%

2,427 百万円 前年度比 112.5%



〈お知らせ〉

月別の金融機関群別統計につきましては、協会ホームページの広報・統計資料ページに掲載しております。



保証制度のご紹介

新たな設備の設置や老朽化した設備の更新などに取り組む方向けの制度をご紹介します。

設備強化支援資金は、川崎市内に事業所を置き、設備の設置、更新等を行う中小企業者・協同組合等を対象とする制度です。川崎市の信用保証料補助に加え、当協会が最大0.200%保証料を引き下げます。

設備強化支援資金（振興資金）

融資限度額	個人・法人 組合	2億円 4億円
融資期間	15年以内（うち据置期間 1年以内）	
融資利率	5年以内 年2.2%以内 5年超10年以内 年2.4%以内 10年超 年2.8%以内 又は制度所定変動金利（短期プライムレート+0.7%以内） ※「短期プライムレート」とは、金融機関が1年以内の融資をする 際の最優遇金利等で、金融機関によって異なります。	
資金使途	設備資金	
連帯保証人	原則として、代表者以外の連帯保証人は不要	
担保	必要に応じて徴求	
信用保証料率 （市補助後）	年0.225%～0.950% ※上記保証料率から当協会が最大0.200%引き下げます 0.200%には担保割引及び会計参与設置会社の割引を含みます。	

『起業家向け無料相談』窓口について

川崎市信用保証協会は、川崎市男女共同参画センターと連携して、川崎市内で創業を希望する方のご相談に対応するため『起業家向け無料相談』窓口を設置しております。

対象	川崎市内での創業希望者
相談日	平日
相談時間	9時00分～17時00分 (1回：45分)
相談員	川崎市信用保証協会職員
相談場所	次の3箇所からお選びいただけます。 ① 川崎市信用保証協会本所 ② 川崎市信用保証協会北支所 ③ 川崎市男女共同参画センター

お問合せ先

企業支援課

TEL 044-211-0501

FAX 044-222-1993

北支所企業支援課

TEL 044-850-0055

FAX 044-833-1313

未来を拓く川崎の企業をサポートする

事務所のご案内



※本所駐車場について
当協会本所には駐車場がありません。駐車場をご利用の場合は、川崎駅東口広場公共駐車場(アゼリア駐車場)をご利用の上、担当者までお申し出ください。



※無料シャトルバス(AM10:00～)について
乗り場：溝の口駅北口バスターミナル
9番乗り場「KSP行き」
※北支所駐車場について
当協会北支所の駐車場はKSP地下駐車場をご利用の上、担当者までお申し出ください。

信用保証を利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

川崎市信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します

※反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

川崎市信用保証協会「信用保証レポート」
通 巻 第121号 令和8年1月1日発行(奇数月発行)
発行者 川崎市川崎区日進町1番地66
川崎市信用保証協会

